平成３０年（フ）第３２０号
さいたま市中央区上落合８丁目７番２号　パンシオン大宮302号
債務者　山本　泰平
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３５０号
埼玉県上尾市大字平方3863番地１
債務者　宮森　輝子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
埼玉県草加市稲荷２丁目15番23―407号
債務者　川田イミ子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
埼玉県八潮市大字柳之宮182番地12　２Ｆ
債務者　吉岡　里枝（旧姓篠田）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
川崎市幸区戸手本町１丁目64番地２　リブリ・Ｆｏｒｔｕｎａ　301
債務者　阿部　千明（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
横浜市青葉区あざみ野南３丁目10番地23、申立時の住所川崎市高津区久本３丁目６番１―710号
債務者　伴　　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
川崎市川崎区渡田山王町10番９号　第二高橋荘　201
債務者　鶴岡小百合
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３０号
川崎市宮前区東有馬３丁目19番３―201号　光栄マンション
債務者　石井　健司
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５１号
川崎市川崎区渡田山王町17番12号　ノースビル　412
債務者　平岡　伸彦
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１６０号
川崎市多摩区中野島３丁目３番６号　ポローニア　203
債務者　比嘉　憲光
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１６４号
川崎市川崎区小田３丁目９番４号　イースターンリバー　102
債務者　佐々木邦男
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
静岡県熱海市上多賀18番地の５
債務者　髙橋　正之
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第８３号
静岡県熱海市上多賀18番地の５
債務者　髙橋　育代
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
静岡県駿東郡清水町伏見592番地の２　グレース伏見Ａ101、前住所静岡県駿東郡清水町伏見785番地の１　グリーンタウン伏見108
債務者　中村　玲子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２６２号
名古屋市天白区一本松１丁目1116番地
債務者　加藤　稲子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３７４号
札幌市白石区川下１条６丁目２番１―503号
債務者　舘山　知夏
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９４号
北海道千歳市大和１丁目４番５―２号
債務者　池下　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部